

回 覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

◎ 納税に関するお知らせ

4月は固定資産税・都市計画税 第1期の納期月です。
納税は早めに済ませましょう！

納期限：5月2日(月)

○ 納税には便利な口座振替のご利用をおすすめします。

納期限にお届けの預貯金口座から自動的に振替納税されますので、納付忘れもなく大変便利です。預貯金通帳と口座届出印をご持参のうえ、金融機関の窓口または市役所収納課、各地域振興局税務担当窓口で手続きをお願いします。(口座振替開始まで40日程度必要になります。お早めに手続きをお願いします。)

○ 4月、5月の日曜・夜間納税相談窓口

収納課では、市税の納税相談窓口を下記のとおり開設しますのでご利用ください。(市税・国民健康保険税の納付はできますが、上下水道料金の取り扱いはできませんのでご了承ください。)

- | | |
|------|------------------------------|
| ・日 時 | 4月3日(日) 午前10時00分 ~ 午後16時00分 |
| | 5月16日(月) 午前18時00分 ~ 午後20時00分 |
| ・場 所 | 松阪市役所 収納課窓口 |
| | ※各振興局及び出張所では開設しません。 |

松阪市役所 収納課 TEL 53-4021

※裏面もご覧ください

市税・国民健康保険税の納付書を利用し 現金以外の様々な方法で納付できます

1. インターネットを利用してクレジットカードで納付する方法

納付方法

インターネットの専用サイトにアクセスをし、納付書の「納付番号」「確認番号」と「クレジットカード情報」を入力し納付を行います。
ご利用方法の詳細はF-REGI 公金支払いのサイトでご確認ください。

F-REGI 公金支払い

https://koukin.f-regi.com/fc/matsusaka_city/



システム利用料

※令和4年4月1日は午前11時から納付可能です。

納付金額	システム利用料	備考
～10,000円	50円 + 消費税	システム利用料は納付額が10,000円までは50円 + 消費税、それを超える部分に対して10,000円ごとに100円 + 消費税が加算されます。
～20,000円	150円 + 消費税	
～30,000円	250円 + 消費税	
以降10,000円 増えるごとに	100円 + 消費税 ずつ加算	

2. スマホアプリを利用して納付する方法

納付方法

スマホアプリをダウンロードして、納付書のバーコードを読み取り納付を行います。
ご利用方法の詳細は、それぞれのサイトでご確認ください。

PayPay



<https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/>

LINE Pay



<http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>

PayB



<https://payb.jp>

決済手数料

手数料は無料です。

注意事項

- 期別（納付書1枚）ごとに納付手続きが必要です。口座振替のように継続的に手続きされるものではありません。
- 領収証書は発行されません。また、納税証明書について、クレジットカードによる納付は約1か月後、スマホアプリによる納付は2営業日後でなければ発行できません。お急ぎの場合は松阪市の機関、松阪市指定の金融機関、コンビニエンスストア等で現金納付してください。
- 松阪市の機関、金融機関の窓口、コンビニエンスストアではクレジットカードやスマホアプリで納付することはできません。
- 次の納付書は利用することができません。
 - 納付期限を過ぎた納付書
 - 納付金額が訂正された納付書
 - クレジットカード納付の場合：納付番号と確認番号が記載されていない納付書
 - スマホアプリ納付の場合：バーコードが印字されていない納付書、破損や汚損で読み取れない納付書

お問い合わせ先

松阪市役所 収納課

電話(0598)53-4021